

佐渡市公共建築物等木材利用促進基本方針

平成24年9月20日

佐渡市

第1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく市町村方針として、佐渡産材(佐渡島内の森林で生産された木材のことで、特殊材を除いて製材加工についても島内で行われたものをいう。)を公共建築物等に積極的に利用するための、公共建築物等における木材の利用促進の意義、目標、その他必要な事項を定めることにより、森林の適正な整備、地域経済の活性化、資源循環型社会の形成、地球温暖化の防止に資することを目的とする。

第2 公共建築物における木材の利用促進の意義

1 木材の利用促進の意義

佐渡市は豊富な森林資源に恵まれているものの、手入れ不足や放置される森林の増加により、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されている。

このような背景における木材の需要拡大は、森林の適正管理、林業・木材産業など地域経済の活性化等により、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成が望めるものである。

また、木材は断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌の温もりが、快適な住環境の形成に役立つほか、生産・加工時のエネルギー消費が小さく、公共建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、地球温暖化防止効果が期待される。

2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物は、広く地域住民に利用されることから、木の良さを実感する機会を幅広く提供できる。公共建築物における佐渡産材の利用促進により、直接的な木材需要拡大の効果のほか、住宅等の一般建築物や建築物以外の工作物の資材、各種製品等における木材利用拡大へのPR効果が期待される。

第3 公共建築物における木材利用促進の基本的方向

1 市の役割

市は、自ら率先して公共建築物及び公共建築物以外の建築物等に佐渡産材を利用することにより木材利用の効果的な促進に努めるものとする。

また、この方針の市民への啓蒙活動とともに、方針に基づく地域材の利用促進に向け、県と連携を図りながら木材調達などの情報提供に協力し、積極的に木材利用に取り組みやすい体制整備づくりに努める。

2 関係者の役割分担と相互の連携

公共建築物を整備する事業主体、林業従事者、木材製造業者、森林所有者が組織する団体(森林組合等)その他の関係者は、この方針を踏まえ市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における佐渡産材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

公共建築物を整備する事業主体は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する公共建築物において積極的に佐渡産材の利用に努めるものとする。

林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した高品質で安価な木材の供給、その品質、価格等に関する正確な情報の提供及び佐渡産材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

3 佐渡産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を実施するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、伐採及び伐採後の適切な森林施業の確保並びに間伐材、合法性等の証明された佐渡産材等の円滑な供給を図るものとする。

4 市民理解の醸成

市は、市民の佐渡産材の利用促進に向けた自発的な努力を促していくため、公共建築物における佐渡産材の利用促進の意義等について市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。

第4 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であるが、現状では更なる技術的な知見の蓄積が必要である。

このため、公共建築物の整備においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造物を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物は、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外も構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館等の文化財を収蔵若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されたものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等において、耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第5 公共建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材の利用を促進すべき公共建築物は、本市が整備する以下のような広く住民一般に利用される施設等とし、幅広い分野で佐渡産を中心とする木材の利用促進を図るものとする。

(1) 学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、庁舎、宿舎、公共交通機関の旅客施設

(2) 道路、河川、公園、土地改良等の土木構造物

| | |
|-------|--|
| 道路 | 木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵、法面吹付材など |
| 河川 | 護岸工、杭柵、木工沈床、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵など |
| 公園 | 東屋、案内板、柵、標識類、遊具、野外卓、ベンチ、パーゴラ、歩道階段、手すり、木道、遊歩道路盤材、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵など |
| 農業・農村 | 柵工、筋工、簡易土留め、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵など |

2 施策の具体的方向

(1) 公共建築物

今後、本市が整備（新築・増築・改築）する低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積3,000m²以下の施設）については、やむを得ない事由により木材の使用が適当でないとして認められる場合を除き、原則

として木造とする。また、非木造施設も含めて内装の木質化を推進する。

木材の使用においては、佐渡産材及び「佐渡杉ブランド」の使用に努める。

(2) 土木構造物

本市が行う公共土木工事では、コストや維持管理に合理性を欠く場合を除き、佐渡産木材による各種資材の利用促進を図る。

(3) 備品・消耗品

備品・消耗品は、木材を原料としたものの利用を促進するほか、認定グリーン商品の調達を図る。

(4) 暖房器具等

暖房器具やボイラーなどを導入する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入を促進する。

第6 公共建築物等の整備の用に供する佐渡産材の適切な供給の確保に関する事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

そのため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、森林組合、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需要に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の製造の高度化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市は、これら木材の供給に携わる関係者の取組みを促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度については国・県と連携しながら運用をはじめとする必要な施策を推進するものとする。

2 公共建築物等の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

市は、木材製造業者その他の木材に携わる者と連携し、強度や耐火性に優れた品質・性能の高い木質部材の研究・開発や木材を利用した建築工法等に関する技術の普及に取り組むものとする。

第7 推進体制

市は、木材の利用を通じた新たな町づくりの観点から、庁内連絡会議等におい

て、佐渡産の木材を中心とする地域材の公共建築物等への利用促進するための検討を行う。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発を行うとともに、住民等と協働した木の町づくりなどについての情報と意見の交換等を行い、地域ぐるみによる木材利用促進を目指す。

第8 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 公共建築物等の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項

公共建築物を整備しようとする主管課は、企画・立案する際に、地域材採用事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報を総合的に勘案しながら、木造化及び木質化を図るための具体的な計画について、詳細な検討を行うものとする。この場合、公共建築物の整備に関する分野の施策との連携は、広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画及び佐渡市森林整備計画に即した森林の適正な整備の推進などにも留意する必要がある。

なお、冷暖房機器やボイラーを設置又は更新しようとする主管課は、企画・立案する際に、木質バイオマスを燃料とする機器の導入も積極的に検討するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設コスト、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減も考慮し、地域材の利用に努めるものとする。

この方針における用語の解説

- 1 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係（広義の公共的な施設）をいう。
- 2 「公共建築物」とは、公の建築物（付帯施設・設備含む）をいう。
- 3 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- 4 「木造化」とは、建築物の新築・増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。
- 5 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 6 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。
- 7 「佐渡杉ブランド」とは、市が定めた「佐渡杉ブランド認証規程」に適合した市産材製材品をいう。